

七尾市文化協会 庶務規程

第1条（総則）

この規程は、七尾市文化協会会則第31条の規定に基づき、事務局の運営等に関し、必要な事項を定める。

第2条（決裁）

すべての事務は、この規程に別段の定めのある場合を除くほか、会長の決裁を受けなければならない。

第3条（専決）

理事長は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、特に重要又は異例に属する事項についてはこの限りでない。

- (1) 文化協会非加入団体事業の共催、後援に関する事
- (2) 姉妹都市との文化交流事業に関する事
- (3) その他、重要な事務に関する事

第4条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、特に重要又は、異例に属する事項についてはこの限りでない。

- (1) 通知、報告、照会、回答等で定例及び軽易なものに関する事
- (2) 補助金、会費その他の収入に関する事
- (3) 支出負担行為及び支出命令（但し、10万円未満）に関する事
- (4) その他、軽易な事務に関する事

第5条（代決及び代理）

事務局長が不在のときは、会長があらかじめ指定した者がその事務を代決及び代理する。

第6条（公印）

公印は、別表のとおりとする。

- 2 前項の公印の管理及び保管は、事務局長が行うものとする。

第7条（旅費）

旅費の額及び支給方法については、七尾市の旅費に関する定めを準用する。

第8条（補則）

この規程に定めるもののほか、事務局の運営及び事務処理等に必要な事項は、会長がそのつど裁定する。

附則1 この規程は、平成17年4月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。